

第5期障がい福祉計画（第1期障がい福祉計画を含む）の骨子（案）について

「第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画」 (平成27年3月策定)の構成	障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針※	基本指針の主な改正内容	「第5期障がい福祉計画（第1期障がい福祉計画を含む）」 (平成30年3月策定)の構成（案）
<p>第1章 総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の目的 3. 障がい者計画と障がい福祉計画について 4. 計画の位置づけ 5. 計画の期間 6. 計画の対象者 7. 計画の推進体制 <p>第2章 障がい者等の現状 障がい者等の現状 障がい者等の現状</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 寒川町の現状 <ol style="list-style-type: none"> (1) 寒川町の概要 (2) 障がい者数の推移 (3) 障がい者数の将来推計 (4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況 2. 前障がい者計画（やさしさプラン）の検証 <p>第3章 計画の理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念 2. 基本方針・目標 <p>第4章 第3次障がい者計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施策の体系 2. 施策の展開 <p>第5章 第4期障がい福祉計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度目標値の設定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値 (2) 入院中の障がい者の地域への移行に関する目標値 (3) 地域生活支援拠点等の整備 (4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定 (5) 障害児支援のための計画的な基盤整備 <ol style="list-style-type: none"> 2. 障がい福祉サービスの種類と見込量 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 相談支援 (5) 障がい児通所支援 (6) 障がい福祉サービス見込量確保のための方策 3. 地域生活支援事業の見込量 <ol style="list-style-type: none"> (1) 必須事業 (2) 任意事業 (3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策 	<p>※基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。（平成18年6月6日告示）</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び第89条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等 <p>○児童福祉法第33条の20及び第33条の22</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等 <p>◎障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4. 地域共生社会の実現に向けた取組 5. 障害児の健やかな育成のための発達支援 <p>◎障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進 <p>◎サービス見込量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行等 ・訪問系サービス ・生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型） ・自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援 ・相談支援 ・障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等 ・発達障害者等に対する支援 	<p>1. 基本指針見直し時の主なポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域における生活の維持及び継続の推進 ②就労定着に向けた支援 ③地域共生社会の実現に向けた取組 ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ⑤障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ⑥発達障害者支援の一層の充実 <p>2. 成果目標（H32年度末の目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 (2) 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 (3) 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） (4) 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点） ③地域生活支援拠点等の整備 ④福祉施設から一般就労への移行 ⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 <p>3. その他の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援 ・難病患者への一層の周知 ・障害者の芸術文化活動支援 ・障害を理由とする差別の解消の推進 ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方等 	<p>第1章 総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の目的 3. 障がい者計画と障がい福祉計画について 4. 計画の位置づけ 5. 計画の期間 6. 計画の対象者 7. 計画の推進体制 <p>第2章 障がい者等の現状 障がい者等の現状 障がい者等の現状</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 寒川町の現状 <ol style="list-style-type: none"> (1) 寒川町の概要 (2) 障がい者数の推移 (3) 障がい者数の将来推計 (4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況 2. 前障がい者計画（やさしさプラン）の検証 <p>第3章 計画の理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念 2. 基本方針・目標 <p>第4章 第3次障がい者計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施策の体系 2. 施策の展開 <p>第5章 第5期障がい福祉計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度目標値の設定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標設定 (3) 地域生活支援拠点等の整備 (4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定 (5) 障害児支援の提供体制の整備等 2. 障がい福祉サービスの種類と見込量 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 相談支援 (5) 障がい児支援 (6) 障がい福祉サービス見込量確保のための方策 3. 地域生活支援事業の見込量 <ol style="list-style-type: none"> (1) 必須事業 (2) 任意事業 (3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策